

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人みさき会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人みさき会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 理事長 報酬
- (2) 常勤の理事 報酬
- (3) 非常勤の役員 報酬
- (4) 評議員 報酬

2 法人の財務状況により報酬の支払いを延期、又は支払わないことがある。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は、当該各号に定める範囲内とし、評議員会において決定する。

- 1 理事長に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- 2 常勤理事の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事及び理事長に対する報酬等の支給の時期は、毎月5日とする。(ただ

し、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に第2条の規定に準じて支給)

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を遂行する場合は、当該費用を支給する。
- 3 役員等が理事会又は評議員会への出席をした場合は、実費弁償費(別表第5)を支給する。
- 4 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合は、その実費とする。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日より実施する。

改訂

平成30年3月30日 第3条、第4条、別表改訂

平成31年3月22日 第4条 改訂

令和2年4月1日 別表改訂

令和5年6月26日 別表改訂

別表第1 (理事長の報酬)

役職	報酬の額	理事会出席
理事長	月額 200,000 円	日額 10,000 円

別表第2 (常勤の理事の報酬)

役職	報酬の額	理事会出席
理事 (1名当たり)	月額 30,000 円	日額 10,000 円

別表第3 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事 (1名当たり)

	日 額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 監事 (1名当たり)

	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表第4 評議員 (1名当たり)

	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表第5

実費弁償費	3,000 円
-------	---------